4月から
国民年金保険料が5,220円になります

この四月から国民年金の定額保険料が一ヵ月五、二二〇円に改められます。付加保険料はいままでどおり一ヵ月四〇〇円と据置きです。国民年金は昨年も物価スライドによって、七・八%上積みされました。

このように国民年金は毎年物価の変動に応じた年金が支給されてきました。こうした年金を支給し、将来にわたって健全な年金財政を維持していくためには現在一ヵ月八、二〇〇円くらいの保険料が必要だといわれています。

国では加入者の急激な負担増を避けるため、昨年の法律改正の際に「昭和五十七年四月からの定額保険料は一ヵ月四、八五〇円とする。しかし昭和五十六年度において年金額が物価スライドされた場合には、保険料四、八五〇円にそのスライド率を乗じた額とする」との規定により、改定されたわけです。このようなことから、加入者のみなさんの負担は大きくなりますが、国民年金をよりよい制度にするためにみなさんのご理解とご協力が必要なのです。

なお、生活が苦しいなどの事由で、保険料を納めることが困難な方については、保険料の納付を免除する制度があります。

くわしくは、役場の住民課にお尋ねください。

昭和57年度固定資産評価替え

基準宅地で三十三%
新築家屋で二十五%の上昇

今年は、三年に一度行なわれる固定資産税の課税客体である土地家屋の評価替えの年です。

土地の評価替えでは、宅地の高騰が大きなウェイトを占めており、全国の全用途別の宅地平均で五十四年度から五十六年度までの三ヵ年で二十六・八%（国土庁地価公示）の上昇率を示しています。また農地の田・畑では、過去三ヵ年間の普通田で二十七%、普通畑で二十四・八%（日本不動産研究所調査）の上昇率を示しています。

したがって、固定資産の土地の評価も、資産価値に応じて課税をするというたてまえから、評価替えも地価の動向が反映されて行なわれます。

しかし評価額が上がったとしても、一気に税負担が重くなることはありません。年度を追って段階的に上げる負担調整措置が講じられます。

そこで、本村の場合、土地の基準地であてはめた場合、別表のような、評価額の倍率と税負担になります。

次に家屋の評価替えについては、新築家屋と在来分家屋の評価替えの二つの要素があります。新築家屋についても土地と同様に最近の建築費の動向が参考となります。

過去三ヵ年間の木造住宅で二十二%、鉄筋コンクリート住宅二十七%、鉄骨作りの工場が二十二%と、おおむね二十五%前後の上昇となっています。（建設工業経営研究会調べ）そこで、固定資産家屋評価基準もほぼこれに合わせながら改正が行なわれます。

具体的に家屋に当てはめて計算した場合、おおむね木造非木造とも二十五%程度の上昇となります。また在来分家屋については別表のとおりです。

三年に一回の評価替えは、資産の再評価という意味をふくめ、その資産価値に応じて税負担をしていただくという固定資産税の制度ですので、納税者のご協力をお願いします。

基準地	単位	税額 昭和56年度税額	税額 昭和57年度に評価替えによる税負担増	評価額の伸び率
宅地（住宅が建っている場合）	333㎡（100坪）当り	11,290円	1,700円	1.33倍
田	10アール当り	1,523円	76円	1.09倍
畑	10アール当り	623円	93円	1.09倍
家屋	新築家屋（木造、非木造）	おおむね25%程度の評価額の上昇。		
	在来分家屋	新しい基準表で評価をした結果と前回の評価額とを比較して、今回の方が上がった場合には、前回のものを限度として据置きされる。		

この人を訪ねて

七十才から油絵を描く

木津　佐藤彦一郎さん（76才）

七年前から油絵を描き始めたという佐藤さんに絵を描くようになったきっかけは、と尋ねると「七年前まで乳牛四頭飼っていたんですが、七十才頃から体力も弱ったので乳牛を手放したところ暇ができてしまい、何をやろうかと考えていたら、新聞に油絵の通信教育が載っていたので早速応募してみた」とのこと。

こうして通信教育を受けながら油絵を勉強、今までに風景、人物、静物など三十数点に昇り、中でも近所の加茂神社の大欅は自慢の大作だそうです。

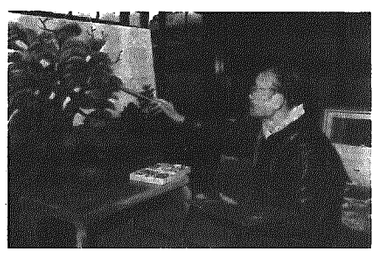

絵を描いている時が一番楽しい……と

学校へ通ってた昔は、図画は大嫌いだったといいますが。しかし、今は仲々の腕前で立派な作品には感動させられました。

佐藤さんは、まだまだ修業が足りなくて、と頭をかいていましたが、「年を取ってから覚えた油絵だが、年寄りの生きがいに良い趣味になるし、絵を描く友達も増え大変楽しいですよ」と目を細めて語られ、最近は、日本画も手がけ、もっと腕を磨き県展に挑戦してみたい、とファイトを燃やしていました。

よこごし母子クリニック

川根谷内に開業

川根谷内、国道四十九号線沿えに四月五日から、小児科・婦人科・内科の医院（廣川均医師）が、名称を「よこごし母子クリニック」として開業いたしました。

中学校に校歌の石碑を建立
＝第35回卒業生が贈る＝

今年中学校を卒業する九十三名の生徒は、卒業記念にと校歌を刻んだ石碑を贈ることになり、三月十二日その除幕式が行なわれました。

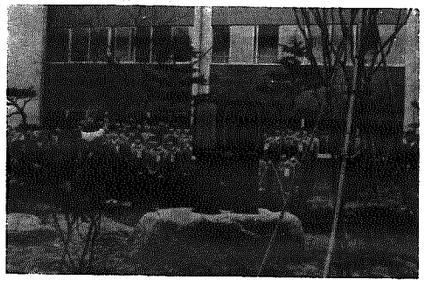

贈った石碑の前で校歌を合唱する卒業生

この石碑は、卒業生の希望を第一に考え、いつまでも残る記念品をと選んだもので、スエーデン産の黒御影石には校歌、裏側は、卒業生が一年生の時から合い言葉にしてきた「継続は力なり」を田中教育長の筆によるものを刻み込んだ立派なもので、昨年秋に出来たばかりの中庭にぴったりマッチします。

石碑の制作者は、白根市で石材店を四十年も営んでいる川口信夫さんで、近郷の学校や神社などの石碑を多く手掛け、この道の芸術家でもあります。

この石碑を贈るにあたり、限られた予算のため川口さんの好意と援助がありました。

除幕式には、PTA学年委員長の佐藤功さんから石碑を贈った経過や、校長先生から石碑制作者の川口さんの紹介を受け、石碑を前に校歌を合唱し三年間学んだ学校への贈りものとしました。

読書サークル 結成の勧め
（上）読書サークルあすなろ

木津　山田正三

「あすなろ」が結成されたのは、今から二十二年前の昭和三十五年三月であった。結成当時の会員は七名であったが、その後会員の出入りもあり、現在は男三名女七名の計十名である。

結成当時は小杉小学校を会場にしていたが、その後二〇年間近く、関根さんご一家のご厚意に甘え、昨年十二月まで松韻寺様方を会場にお願いしてきた。然しあまりにもご迷惑をかけるのに気が引け今年の一月より、小杉分館を借用することにした。

サークルの名称「あすなろ」は植物名で、ひの木と同じ科に属するが材質は、ひの木に劣るので学習により、あす（明日）ひの木になろうという意味がこめられている。

運営方法は、全会員に集会の一、二ヵ月前に、テキストの文庫本（殆ど文学作品）を配布し、読書後の感想を語り合う形式をとっている。

「あすなろ」の結成のねらいはいろいろあるが、その一番大きなものは、本を読みっぱなしにしないということであった。なにげなく私達が読んでいる文学作品の多くは、優れた天性と豊かな感受性をもった作家が、心血をそそいだ結晶である。

多くの会員が読後の感想を語り合うことにより、作品の内容も一層よく浮き彫りにされ著者の意図も明確になる。

また読む人の考え方、立場等により、同じ作品の受け取り方が、必ずしも同じでないのも面白く、また勉強にもなる。

今まで二十二年間に読んだ作品は、二四〇冊、その著者である作家評論家等の数八五人と及んでいるのは継続の効果というよりも、集会そのものが楽しかった故であろう。

会員のなかには、作品を読むごとに「読書ノート」をとっている人もいる。書くためにはいいころ加減の読み方はできない。書くことにより、作品の感銘も一層深くなる。

小・中学校教職員異動

小学校長に真水清澄氏

三月の異動で、横越小・中学校の先生方が次の通りかわりました。

⊙横越小学校
（転出）
・中村秋郎校長が亀田東小学校長に
・宿屋孝先生　亀田小学校へ
・佐藤とみ先生亀田小学校へ
・飯村美子先生　退職
（転入）
・真水清澄校長
神林村西神納小学校から
・川島チイ先生
沼垂小学校から
・藤崎忠子先生
亀田小学校から
・中沢真理子先生
前山小学校から
・鈴木信雄先生　新卒
・高橋　正先生　新卒

⊙横越中学校
（転出）
・田村祥司先生
新津第三中学校へ
・三浦　実先生
両津市岩首中学校へ
・広川洋子先生
新発田第一中学校へ
・鶴巻健次郎先生
中条町乙中学校へ
（転入）
・犬飼麒七先生
新潟市東石山中学校から
・川上正志先生　新卒
・平片信次先生　新卒
・木間綾子先生　新卒

役場人事異動

四月二日付、退職者等に伴う人事異動が行なわれました異動の内容は、課長等四名、（一名昇任）係長等五名（二名昇任）係職員四名（内保育園保母二名）、合計十三名です。

課長等及び係長は次のとおりです。　（　）は前任

⊙課長等
・住民課長　曽我　進
（議会事務局長）
・保険福祉課長　横山七郎
（住民課長）
・議会事務局長　柴沢文雄
（農委事務局長）
・農委事務局長　伊藤誠次
（建設企業課係長）
・税務課係長　仲村道夫
（保険福祉課係長）
・住民課係長　藤田良三
（住民課）
・保健福祉課係長　佐藤忠雄
（経済課係長）
・経済課係長　小野塚作美
（税務課係長）
・建設企業課係長　坂井正哉
（建設企業課）

看護婦（パート）登録募集

村で実施しています予防接種業務に従事していただく看護婦（パート）を次の要領で登録募集をしています。

▼資格……看護婦又は準看護婦免許を有している方。
▼勤務時間……一日約四時間（正午～午後四時頃迄）
▼申込（照会）……役場保健福祉課

公民館
卓球台解放

◎四月から毎週水・日曜日
昼＝午後1時～5時
夜＝午後7時～9時30分
。解放日以外でも支障ない限り解放します。申し出ください。